

計画の基本的考え方

基本理念

「つながる人の“みや”」が支える 未来を拓く子どもの育ち

「つながる人の“みや”」

人と人との「きずな」や地域のつながりが強く、力を合わせながら子育てしているうつのみや像
「未来を拓く子ども」

将来に夢や希望を持ち、心豊かでたくましく、いきいきと生活している子ども像

- ・ 都市としての活力を高め、持続的な発展ができるよう、少子化の流れを止め、人口維持の取組に努める必要がある。
- ・ すべての子どもが、成長段階に応じて人間性や社会性を身につけ、心身ともに健康に成長し、社会の一員として自立できる支援を行うとともに、すべての子育て家庭が、安心して妊娠・出産をし、仕事と生活の調和を実現しながら愛情を持って子育てができる環境の整備を行い、また、地域や学校、行政など社会全体が力を合わせ、子どもや子育て家庭を支えあう社会の構築に努める必要がある。
- ・ こうしたことにより、「子ども、家庭、地域それぞれが、夢や希望を持って子育て・子育てができる社会の実現」を目指していく。

【基本理念が実現された姿】本市の合計特殊出生率

H24：1.55 ⇒ H31：1.75

<国民の結婚、出生に関する希望がすべてかなった場合の合計特殊出生率の水準>

基本的視点（計画の策定及び施策の推進にあたっての視点）

◆未来を拓く子どもたちの自らの育ちと、

地域社会とのつながりの中での**子育て支援**

- ・ すべての子どもは自ら成長する力を持っており、その力は多くの人とつながりの中で育まれる。
- ・ 子どもは、成長し、大人になった時に、社会的・職業的に自立し、社会における役割や責任を担って生活していることが期待される。
- ・ 子どもの自立には、子どもが自分で考え行動し、自ら学んでいく姿勢を持ち、また、大人は子どもが能力を発揮することができるよう、愛情と厳しさをもって接することが必要
- ・ 子どもの主体性を尊重するとともに、地域社会全体で子育てに関わり、出生から自立に至るまでライフステージに応じたきめ細かな支援を推進することが重要

◆家庭が安心して子どもを産み育てることができる社会全体での**子育て支援**

- ・ 世帯状況や就労環境などそれぞれの家庭の立場に立った、きめ細かな支援が必要
- ・ 子育てと仕事の両立に課題を抱える共働きの家庭に対しては、保育サービスの充実と企業における労働環境の整備が必要であり、また、専業主婦のいる家庭に対しては、子育てが孤立しがちであり、ニーズも潜在化しやすいことから、親同士の交流の促進や、家庭訪問などによる積極的な介入による支援が必要
- ・ 子育ての中心は家庭であるが、子どもは地域社会全体で育てるべきものであることから、地域の様々な主体が、それぞれの立場で自主的に子育てに関わるのが重要

基本目標

I 次代を担う子どもたちや若者が心豊かにたくましく成長できる社会の実現

1 たくましい子どもの育ちと若者の自立を支援します

- (1) 子どもの健全育成環境の充実
- (2) すべての子どもが基礎的な学力を身につけるための学びの支援や**家庭の経済状況に左右されない教育の機会均等の推進**
- (3) 自立に困難を抱える若者の社会的自立に向けた支援の充実

2 子どもの心豊かで健やかな成長を支援します

- (1) 乳幼児期において、子どもの成長や家庭の状況などに合わせた支援の充実
- (2) 学童期や思春期において、**次代を担う青少年の育成**のための支援

3 障がいのある子どもの健やかな発達を支援します

- (1) 将来の自立と自己実現に向けた子どもの時期からの適切な支援の推進
- (2) 子どもや家族にとって身近な地域における支援の推進
- (3) 子どもの成長段階で支援が途切れない関係機関の連携による一貫した支援の推進
- (4) 社会全体での障がい理解に向けての支援の充実

II 妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた**「働き方改革」**を推進します

- (1) 企業等における働きやすい職場環境づくり促進の支援
- (2) 働き方の見直しや**男性の積極的な家庭参画促進**の支援

5 すべての子育て家庭を支援するため教育・保育サービスを充実します

- (1) 待機児童の早急な解消
- (2) 教育・保育サービスの質の向上に対する取組の推進
- (3) 子育て家庭の多様なニーズに応える教育・保育サービスの充実

6 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実します

- (1) 妊娠初期の健康管理から産後のケアまで健康支援の推進
- (2) **妊娠に関する正しい知識の習得・理解**の支援の推進
- (3) 子どもを望み、不妊に悩む夫婦に対する**心理的・経済的支援**

7 ひとり親家庭等の自立に向けた支援を充実します

- (1) **生活基盤の安定のための「就労支援」**の充実
- (2) 子育てと仕事の両立のための**「子育てや生活面での支援」**の充実
- (3) 相談機能の充実や情報提供等の取組の推進

III 地域全体で子育て・子育てを支えあう社会の実現

8 家庭や地域における養育力の向上を支援します

- (1) 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える施策の推進
- (2) 身近なところでの相談支援体制の充実及び情報の効果的な発信
- (3) **「家庭」における養育力の向上**支援
- (4) 子どもの権利を守る環境づくりの推進

9 子どもが安全・安心に暮らせる環境を整えます

- (1) 子育てバリアフリーに向けた取組の推進
- (2) 子どもの安全を守る取組の推進